

第7表

消費税引上げに伴う引上げ分の社会保障施策への使途状況について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、消費税率については令和元年10月1日より10%へ引き上げることとなり、地方消費税率についても78分の22（消費税率換算2.2%）に引き上げられることとなりました。

地方消費税収のうち引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に規定されております。これを受けて、本町の一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当しています。

(単位：千円、%)

	令和8年度 当初予算額	左のうち 一般財源	地方消費税交 付金社会保障 財源化分	事業に対す る充当率	構成比
(歳入) 地方消費税交付金	494,000	494,000			
うち社会保障財源化分	269,455	269,455			
(歳出) 社会保障関係経費	2,477,164	1,120,691	269,454	10.9	100.0
3 款 民生費	2,341,101	1,014,653	243,959	10.4	90.5
1 項 社会福祉費	1,367,191	872,364	209,748	15.3	77.8
2 項 児童福祉費	973,910	142,289	34,211	3.5	12.7
4 款 衛生費	136,063	106,038	25,495	18.7	9.5
1 項 保健衛生費	136,063	106,038	25,495	18.7	9.5
1 目 保健衛生総務費	3,459	3,459	832	24.1	0.3
2 目 予防費	80,686	67,355	16,194	20.1	6.0
5 目 健康増進事業費	51,918	35,224	8,469	16.3	3.2

※地方消費税交付金の社会保障財源化分は社会保障関係事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

入湯税の使途状況について

入湯税は、平成24年4月1日から宿泊で入湯された方に対して課税しており、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっています。

令和8年度は、1,000,000円を観光振興に要する経費に充当しています。